

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和4年8月17日（水）16時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 県立学校職員の懲戒処分及び文書訓告について
- ・ 三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた具体的な対応策について

質疑事項

- ・ 訴訟事件の処理について
- ・ 議会の議決すべき事件以外の契約等について

発表項目

○ 県立学校職員の懲戒処分及び文書訓告について

まず、懲戒処分について説明をいたします。本日の教育委員会定例会におきまして、懲戒処分に係る審議をし、飲酒運転を行った教諭を免職、体罰を行った教諭を戒告とする処分を行いました。また、生徒に体罰を行った教諭と講師をそれぞれ文書訓告といたしました。児童生徒の健全な育成を職務とする教職員の、このような行為は、児童生徒はもとより、保護者の皆様、県民の皆様の学校教育に対する信頼と期待を著しく損なうものであり、県教育委員会を代表いたしまして、深くお詫び申し上げます。事案の詳細については、この後、教職員課長から説明をさせていただきます。

私の方からは、今後の対応として再発防止に向けまして、今回の事案を直ちに教職員に周知しますとともに、問題点や対応策等を話し合うことができる資料を、各県立学校に提供し、各県立学校でコンプライアンス・ミーティングを実施し、話し合われた内容や確認事項について、県教育委員会に報告させることといたします。今回の事案について、飲酒運転については、見つからなければ済んでいくのではないかと、体罰については、この程度なら指導の一環ではないかと、こういういずれも、誤った認識のもとで行われたものであります。教職員の話し合いを通じて、認識の誤りや違いに気づき、それから、同僚の気がかりな行為に対して、指摘し合えるような環境を作っていけるよう、ミーティングを実施いたします。体罰については、その定義、あるいは具体的にいかなる行為が体罰に当たるかを改めて話し合い、教職員による認識の違いをなくし、再発防止につなげてまいります。小・中学校におきましても、市町教育委員会を通じて、今回の事案、県立学校における取組を周知し、服務規律が確保されるよう、取り組んでまいります。それでは事案の詳細について、教職員課長から説明をいたします。

(教職員課長)

説明させていただきます。記者発表資料の2をご覧ください。この概要に沿って懲戒処分を行った2件の事案の内容について、説明をさせていただきます。

1件目の県立久居高等学校教諭の免職の事案について補足いたします。処分内容は免職です。当該教諭は令和4年7月12日、3回飲酒し、それぞれの飲酒後、自家用車を運転しました。1回目の飲酒は7月12日午前0時頃、松阪市の自宅にて、梅酒をストレートで200ml程度飲み、その後午前2時頃、徒歩にて、自宅近くのコンビニエンスストアに行き、500mlの缶チューハイ1本を購入し、自宅駐車場に止めていた自家用車内で飲みました。7月11日午後11時頃、配偶者と口論になり、苛立ちを抑えるために飲酒したとのことです。午前8時10分頃、酔いはさめているだろうと思い、出勤のため、自家用車にて自宅を出ましたが、その日は道路が渋滞し、その日の業務であった試験監督に間に合いそうもなかったことから、学校近くまでは行きましたが、試験監督を他の教員に任せて、終日休暇を取得することとしました。

2回目の飲酒は、学校近くのコンビニエンスストアの駐車場に止めた車内で、電話で知人に1時間程度、配偶者の話を聞いてもらいながら、そのコンビニエンスストアで購入した500ml缶チューハイ2本を飲みました。午前11時20分頃、休暇中の教諭は成績に関する資料を提出することを思い出し、自家用車にて学校に向かいました。このとき、教諭は飲酒運転の自覚がありましたが、見つからなければ大丈夫だろうと思い、運転しました。学校へ向かう途中もハンズフリーで、配偶者と通話をしていた教員は、途中で応答がなくなったため心配になり、午前11時30分頃、学校の駐車場に到着したものの、すぐさま引き返し帰宅しました。午後3時から、同校にて成績に関する会議が予定されていたため、午後2時30分頃、教諭は成績に関する資料を提出するため、再び自家用車にて学校に向かいました。

3回目の飲酒は自宅を出てからハンズフリーで配偶者と通話していたところ、また配偶者と口論になり、午後2時35分頃、コンビニエンスストアで500mlの缶チューハイ1本を購入し、駐車場に止めた自家用車内で半分以上飲みました。その直後、飲酒運転の自覚を持ったまま、自家用車にて学校に向かいました。国道23号線中勢バイパスを走行していたところ、午後3時頃、左側のガードパイプに自家用車の左前方部を接触させる事故を起こしました。偶然後方を走行していたパトカーが事故現場に止まり、警察官による呼気検査の結果、呼気1リットルあたり0.15mg以上のアルコールが検出され、道路交通法違反酒気帯び運転により検挙されました。教諭によると、8月中旬に検察庁に送致され、9月上旬には、刑事処分がなされる予定です。本事案は極めて悪質な免職事案であり、酒気帯び運転をした上、交通事故を起こした事実を本人が認めていることから、刑事処分を待たずに本日懲戒処分を行いました。なお、7月12日以降、教諭は7月31日まで休暇を取得し、8月1日から病気休暇を取得しています。

続いて、2件目の桑員地区の高等学校教諭の体罰事案について補足いたします。懲戒処分の公表に際し、体罰やわいせつ行為など児童生徒に関わる事案について、当該児童生徒に教

育上配慮する必要がある場合は、学校名の公表を差し控えています。今回の事案については、生徒がその学校に在学中のこともあり、学校名を公表することで生徒の学校生活への支障が懸念されるため、公表は差し控えさせていただきます。桑員地区とは、桑名市4校、いなべ市1校を指し、その中に高等学校は5校あります。それでは事案の説明をします。処分内容は戒告です。当該教諭は、女子バスケットボール部の現在3年生の部員4名に対し、合わせて6回の体罰を行いました。

まず、1人目の部員に対しては、令和3年12月下旬、令和4年5月21日及び6月11日の3回の機会に、右足のつま先で足の脛を1回ずつ蹴りました。2人目は令和3年12月下旬に握った拳の側面でおでこを2回叩きました。3人目は、令和4年1月頃に、右手の平で左肩を1回押しました。4人目は、令和4年4月下旬に、右手の平で左肩を1回押しました。これらの行為によりいずれも負傷等はありませんでした。

今年度のチームはプレーへの取組、任された仕事や責任の遂行の面で、例年と比較して教諭にとって心配な点が多く、教諭は日頃から焦りや不安を感じたまま指導を続けており、同じことを何度指導しても改善が見られない生徒の行動に苛立ちを抑えることができず、体罰に及んでしまったとのことです。令和4年6月1日、部員が他の部活動の顧問に相談したことから、これらの体罰が発覚しました。また、部員への聴き取りやアンケートから、威圧するような口調で指導したことや、部員を長時間立たせて指導したことがあったことがわかり、教諭も適切な指導ではなかったと反省しています。6月中旬の大会終了後、多くの部員が教諭の練習に不安を感じ、1月以上練習に参加できなかった状況も考慮して戒告としました。現在は、すべての部員が通常通りに練習に参加しています。なお、体罰発覚以降、校長は教諭を部活動指導に携わらせないようにしています。

続いて、文書訓告を行った2件について、事案の内容についてご説明をさせていただきます。文書訓告は、地方公務員法の懲戒処分ではありませんが、令和2年1月1日以降、児童生徒の安全安心な学校生活に支障となる恐れのある規律違反の事案については、令和元年12月に定めた「懲戒処分に至らない文書訓告、嚴重注意の事案の公表について」の基準に基づき、公表することとしています。文書訓告は懲戒処分ではなく、制裁を目的とするものではないことから、児童生徒が安全安心な学校生活を送る上で支障となる恐れのある事案について、どのような規律違反があったのかという事案の概要を中心に公表いたします。当該教職員の情報については、校種、職名、年代までの公表となりますので、ご了承ください。

1件目の高等学校講師の体罰事案について補足いたします。この事案は、戒告処分と同じ桑員地区の高等学校の女子バスケットボール部におけるものです。当該講師は、当該校において非常勤講師と部活動指導員を兼ねており、女子バスケットボール部の指導に携わっていました。現在3学年の部員2名に対して、合わせて4回の体罰を行いました。1人目の部員に対しては、令和3年12月27日に他校との練習試合において、ビブスを掴みながら右手人差し指で左鎖骨辺りを1回押しました。2人目は令和4年4月13日に右足で左足のくるぶし辺りを1回蹴り、5月8日にビブスを掴みながら指で鎖骨辺りを1回押し、5月29

日にベンチに座っていた当生徒の左膝辺りに膝を当てました。これらの行為によりいずれも負傷等はありませんでした。部活動に取り組む姿勢や態度に腹を立て、体罰におよんだとのこと。部内での体罰アンケートにおいて、講師の体罰についての記載はなく、主顧問の体罰が発覚してからも、部活動の指導に携わってきました。7月17日、保護者説明会において、保護者から講師の指導について指摘があり、これらの体罰が発覚しました。

2件目の特別支援学校教諭の体罰事案について補足いたします。令和4年7月4日、教諭が授業の説明を行っていた際、高等部第1学年男子生徒1名が、授業に関係のない発言を繰り返す、教諭は発言をやめさせようと何度も注意をしていましたが、発言をやめなかったことから、生徒の右頬を1回叩きました。当該行為により当該生徒にけがはありませんでした。生徒を対象にした体罰アンケートにおいて、教諭の体罰について記載があったことから発覚しました。なお、当該生徒は通常通り登校し、変わりなく学校生活を送っています。

○ 三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた具体的な対応策について

令和4年3月17日に知事に答申されました、三重県いじめ調査委員会の調査報告書における再発防止の提言を受け、教育委員会と子ども・福祉部によるいじめ防止対策ワーキンググループを設置して、具体的な対応策を取りまとめたところです。9月以降、県立学校で実施していきます。

まず、調査報告書における再発防止の提言を踏まえた具体的な対応策の1点目ですが、いじめを発見または情報を得た際の対応として、原則、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決めて取り組みます。速やかに事実確認するとともに、事実確認に時間を要する場合には、被害側の児童生徒や保護者に状況を丁寧に伝え、必要な対応を行います。

2点目の学校における組織対応の強化として、年度内にすべての県立学校において、校内いじめ防止委員会の運用や構成を以下の見直しの視点に沿って行います。まず人数が役割に照らして適切な人数になっているか、構成が児童生徒の心理や健康の状況を共有できる構成となっているか。それから、必要に応じて臨機応変に開催できているか、特にいじめの認定については、いじめの情報を得てから3日以内に開催できているか。それから、具体的な対応方針を決定し、実行できているかというものです。

部活動の指導相談体制については、顧問以外の担任や教育相談担当者にも相談できる体制を9月中にすべての県立学校で整え、生徒に周知いたします。

相談しやすい環境づくりとして、現在、学期に1回のいじめアンケートをやっておりますけれども、これは継続しつつ、学習端末等を活用して、いつでもいじめを伝えられる環境を年内に整えます。それから、児童生徒がいじめの防止や早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見した時の対応方法を身に付けたりするための学習の進め方を学ぶ教職員用の研修動画を、12月までに作成し配布いたします。

ネットリテラシー、情報モラルを育む教育については、「ネットいじめを起こさない・許

さない」ということを意識づける出前授業や講演等について、下記のとおり取り組みます。県立学校からの要請に応じて、ネット上のいじめに関する専門的知識を有する、弁護士等の外部人材による情報モラルに関する授業や講演を行います。それから、これも要請に応じて、人権教育サポートガイドブックを作っているんですけども、これらを活用した出前授業を実施いたします。

6点目として、いじめ防止のための生徒の主体的な関わり、現在4月と11月をいじめ防止強化月間としていますが、ピンクシャツ運動の推進とか、いじめ防止メッセージの発信、標語の作成、いじめをテーマに話し合うホームルーム活動など、すべての県立学校で児童生徒がいじめを自分の課題として考え、取り組めるような活動を推進いたします。

7点目が、問題に直面した生徒を支える取組として、令和2年7月に、いじめ早期発見のための気づきリストを県教育委員会が作って、各学校に配布しております。これを、学校と家庭が見守りの視点を共有して子どもの変化を把握できるように、学校、家庭、それぞれものに改訂しました。このリストは9月中に、各学校を通じて全保護者に配布するとともに活用を促してまいります。この活用によって、児童生徒が問題に直面していることに気づいたら、学校と家庭が連携して、悩みや不安を聞く機会を設けたり、寄り添って支援するなどの対応をしていきます。被害生徒の保護者との信頼関係の構築ということで、必要に応じて弁護士等による専門的な助言が適切な時期に行われるよう、学校と連携して取り組むとともに、学校が把握した事実関係や対応方針は、できる限り対面で速やかに保護者に説明します。それから、学校の対応は、いつ、誰が、どのように対応する予定か、または対応したかを分かりやすく保護者に伝えるとともに、カウンセラー等の専門人材も積極的に活用し、心のケアを図ってまいります。

2点目は、このワーキンググループが、今回、県立学校に対してアンケートを行った中、あるいは聞き取りをした中で、いじめの認知や対応の判断が難しいという意見があったケースにおける留意事項をまとめたものです。

1点目がSNS上でのいじめの場合、2点目が双方に原因があり、被害加害の別が判然としない場合、3点目が行為の内容や日常の人間関係などからいじめの判断が難しい場合、4点目が、被害側が加害側への聞き取りや対応を拒む場合、5点目が重大事態と認定すべき場合です。

最後に今後の対応ですけれども、各県立学校に対応策を通知しまして、9月から実施してまいります。それから、各県立学校での取組状況、スケジュール等については、10月中旬に把握いたします。小中学校での取組の参考となるよう各市町教育委員会にも送付します。5ページが、いじめ早期発見のための気づきリストの学校用、6ページがその保護者用です。

発表項目に関する質疑

○ 県立学校職員の懲戒処分及び文書訓告について

(質) まず1番目の懲戒免職の久居高校の先生についてですけれども、この方はもう警察に

現行犯で逮捕されたということでもいいわけですか。

(答 教職員課) 逮捕はされてないのですけれども、たまたま後ろでパトカーが近くを通ったということで、そのまま取り調べを受けました。

(質) 逮捕はされていないと。

(答 教職員課) はい。

(質) 刑事処分が出てないのだけれども、本人が認めていることと悪質なために、今日の段階でも懲戒処分にしたということによろしいですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 2番目以降の方なのですけれども、2番目の桑員地区の先生、それから3番目の県立高校の講師ですけれども、両方とも部活の指導で生徒に体罰を加えた。ただ、いずれの案件も怪我はなかったということですが、片方が懲戒処分の戒告でもう片方が懲戒でない文書訓告になっていますけれども、この違いはなぜ生じているのでしょうか。

(答 教職員課) 戒告とした方が主顧問でして、文書訓告とした方が副顧問になります。今回、練習メニューだとか、練習計画、指導方針、そういったものは主顧問である教諭がすべて決定をしまして部活動を運営していたと。それに部員と主顧問である教諭との信頼関係のもと、部活動が進められるべきところ、部員に対する体罰が行われたと。一方で、講師はその指導スタイルを倣って、指導を行っていたものですので、部活動の運営における責任の重さとか、部員への影響度とか、他にもその体罰をした人数だとか、回数、色々なことを総合的に考えた時に、教諭の方は戒告で、もう1人の方は文書訓告と決定しました。

(質) 教職員課のお話ですと、2番の方と3番の方ははっきり書いてないのですけど、同じ学校の同じ部活の主顧問と副顧問ということなのですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) あと最後の特別支援学校の方ですけれども、この方も生徒に怪我はなかったということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 繰り返し注意をしたのだけれども、言うことを聞かなかったの、叩いたということですね。

(答 教職員課) そうです。

(質) これはその学校の体罰アンケートで当該の生徒もしくはクラスからそう言った話が、アンケートで記載があったので分かったということですか。

(答 教職員課) そうです。他の生徒からのアンケートの結果で分かったということです。

(質) あと、木平さんに伺いたいのですが、係る4件の件があったわけですが、まず飲酒の方については、これまた個人の問題なのか、それとも学校で、何かその教育に悩んでいて起きたのかというと、教職員課のお話ですと、家庭の問題で起きたように

聞こえたんですけれども、学校として対応できる問題だったのでしょうか。

(答) まず、学校のことが要因でというふうに把握はしておりません。また、家庭での状況はあったということなのですからけれども、そのことが飲酒運転を起こしてしまうということまでは、学校としても見込めないところがあるのですけれども、学校においても、校長や管理職が教職員の面談を年に3回やっておりますので、そういった機会に、もちろん学校運営のことが中心になるのですけれども、普段のこととか様々なそういった教職員の状況の聴き取りはしているわけですからけれども、先ほど申し上げましたように、それが飲酒運転に至るといった認識をしたり、把握することは難しいと思っております。教職員の色々な悩みがあったりするというのであれば、今後もそういった機会を生かしていくべきという認識でございます。

(質) 学校運営上の問題でないにしろ、家庭で抱えるストレスも含めて、学校の中で見抜ける機会があれば見抜けるように、面談であったり、あるいはこのミーティングで、何かそういった認識を広めていきたいということですね。

(答) はい。そういうことです。

(質) 飲酒の関係というのは、この人が飲酒してということは問題になることではなくて、学校も把握していなかったということですか。

(答 教職員課) そうです。学校も把握していなかったということですか。

(質) これで問題になったことが無かったということですか。

(答 教職員課) はい。無かったということですか。

(質) 飲酒の関係で細かいところなのですが、8月中に送致となっていると思うのですけれども、これはもうされたのでしょうか。

(答 教職員課) 先日確認したところではまだ送致をされておられません。

(質) これからということですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 学校に向かったり、家に帰ったりということが何回か出てきたと思うのですけれども、この直近の事故を起こした時は、どこに向かっている途中だったのですか。

(答 教職員課) バイパスを北上していたというところですか。

(質) どこに行こうとしていたのですか。

(答 教職員課) 学校に成績の書類を提出しなければいけないと思って向かっていました。

(質) その途中で事故を起こしたと。

(答 教職員課) そうです。

(質) 休暇を取った経緯なのですからけれども、もともとその日は出勤の日だったのだけれども、何故休暇を取るというふうになったのか。

(答 教職員課) ご家族の状況が心配で、様子を見ていたのですけれども、いつも出る時間に出ることができなくて、それで学校の方に連絡をしまして、今日は遅れるかもしれない、ひょっとすると1日休みになるかもしれないというような連絡を入れたというこ

とです。

(質) その段階ではまだ飲酒していなかったと。

(答 教職員課) 未明の段階では、午前0時頃からお酒は飲んでいて、一旦家に帰って仮眠はしたわけですけど、それで出勤をしようとしたという状況です。その時に一旦寝てはいるのですが、飲酒が残っていたかどうかは分からないということです。

(質) 飲酒しているから休暇を取得したという訳ではないと。

(答 教職員課) それはございません。

(質) 今後の対応のところで、体罰の定義について話し合いをするとあるのですが、僕の印象ではどんな暴力であっても体罰になるのかなと思うのですが、この体罰の定義をどんなふうにとり受けてもらっているのか。

(答) 今回の事案について、顧問は指導の中のことでありという認識を持って、体罰を行ったということになります。残念ながらそういう事態が生じたので、改めてその部分で、そういう認識の違いが生じたと思います。全ての県立学校にしっかり伝えて、教職員の間でそうした認識の誤りがないように、きちんとした形で児童生徒に対応できるようにという思いで、しっかり対応をさせていただきます。

(質) 体罰の定義というのは教職員の間では違うかも知れないのですが、教育長としてはどういうふうにとり受けているのか。

(答) 児童生徒を叩いたり、蹴ったりするということは体罰そのものであると認識しております。

(質) どんな暴力であっても体罰に当たるのだけれども、その現場ではそういう認識でない人がいますよということですか。

(答) そうです。今回の事案について、指導の一環でそういうことをしているということを言っておりますので、その部分も含めて伝えて、しっかり今後対応させていただきます。

(質) 文書訓告の講師の方は非常勤講師ですか。

(答 教職員課) 非常勤の講師です。

(質) 休みの経緯だけもう一度確認させてもらいたいのですが、休みを取ったというのは飲酒をしていたからというわけではなく、家庭の事情で家を出られる状況ではなかったということで、早々に決めたということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) これはその前日に奥様と喧嘩していらっしゃることも含めて、奥さんに対することということなんでしょうか。

(答 教職員課) そうです。その配偶者の方との間のこととか体調とかです。

(質) 奥様のご病気とか疾患のことを悩んでいらして、そういう状況だったのですか。

(答 教職員課) ご病気のところまでは言えないですけど、少なくとも体調があまり良くなかったということはありません。

- (質) そういうことがあって家を出にくい状態になっていて、休みを申請したということですね。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) その上で休みを申請して休んでいたのだけど、午後は会議があったのでこの会議には出る予定だったのですか。
- (答 教職員課) そうです。自分で成績の関係の書類を提出しなきゃいけないと思い出して、出なきゃいけないと思って。
- (質) では半休を取っていたという意味なのでしょうか。それとも1日休みにしますと言った上で、会議は出ますということなのか。
- (答 教職員課) 最初に学校に電話した時に、遅れるかもしれない、ひょっとして大分遅れたらもう1日休みになるかもしれないということで。
- (質) どっちか分からないと言っておいて、会議は出ましたということ。
- (答 教職員課) ただその後、成績の関係の書類を出さなきゃいけないことを思い出して、出勤しようとしたということです。
- (質) その途中だったと。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 飲酒の方なのですけれども、県教委とかが知った経緯をもう一度お願いしたいのですが、これは警察の方に検挙されたということについて、本人から県教委に対して何か申告はあったんですか。
- (答 教職員課) まず本人が、事故を起こしてから学校の方に報告をしまして、それで校長が我々の方に報告をしたということです。
- (質) 戒告になった女子バスケットボール部の先生たちなのですけれども、主顧問と副顧問の2人で女子バスケットボール部の指導をしていたということでもいいでしょうか。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 主顧問の方、体罰6回となっているのですが、これは令和3年12月下旬におでこを2回叩くというのを1回としてカウントしているということでもいいですか。
- (答 教職員課) おでこの件では、1回としてカウントしています。
- (質) 計4人の6回。
- (答 教職員課) 6回です。
- (質) 主顧問が他の顧問に相談したというのは、副顧問ではなくまた全然別の人に相談したということでもいいですか。
- (答 教職員課) 部員が別の部活動の顧問に相談をしています。
- (質) そもそも論だが、文章で書いていることと補足説明で、補足説明の方が本当は記事にして必要なことが書いてある。例えば飲酒にしても、配偶者との関係がもめたとか、あるいは試験監督をしないといけないとかを、なぜこの文章に書いていないのか。補足でそんなことをやるのだったら、最初から書いておけばこの時間をもっと短縮できるし、

意味がない。しかも教職員課長のようにたどたどしく何度も何度も引っかかりながら説明するのであれば、補足に入れたらいいのではないか。この出し方はおかしい。それを何もチェックできなくて、このまま出しているという教育長の教育がおかしい。記事で本来必要なことが外れているのはおかしい。補足で言うのなら入れたらいいのではないか。それとも文字になったら配偶者云々というのはまずいから外しているのか。

(答) 補足説明においても、できる限り詳しくさせていただいたつもりです。

(質) 試験監督というのを書いていないではないか。

(答) そのことはここには書いていないです。

(質) 普通は書くだらう。

(答) 時系列的には書かせてもらったつもりです。

(質) 書いていないではないか。

(答) 今、補足説明で申し上げたことは、ここに書いていないことが多いです。

(質) きみたちが記事を書くのではない。記者が書く時に何が必要かという要件が果たしてあなたたちが分かっているかどうか。だから関係ないところで抜いたりしている。本来押さえないといけないことというのは当然補足すればそこで聞きますから。時間がかかるだけ。どうせ答えるのであれば、ちゃんと資料そのものに記述させたらどうですか。

(答) もし今後あれば、検討させていただきます。

(質) 前の教育長やその前の教育長の時はもっと出していたではないか。どうしてこんな文章が出てくるのか。

(答) 私として出し惜しみしているというつもりはないです。

(質) 出し惜しみではなくて、あなたたちの観点が違う。記者ではないから。でも、我々に報道するのだったら、我々がどこを要点で書くかということはある程度わかるのではないか。だとしたらその要点は外せないというのが本来ですよね。そこを全くお構いなしに簡略的で、補足説明の方が重要なことが込められているというのはおかしい。会見をやっている意味もない。

(答) 今後の対応については検討させていただきます。

(質) 今、対応させてもらおうと言った。

(答) 対応について検討させていただきます。

(質) いつも検討だけか。結果を出さないではないか。何度もこれから聞く。検討してどうなったか。あと、2番目の文書訓告のビブスとはなんですか。

(答 教職員課) ビブスというのは、バスケットボール部が紅白戦とかする時にチームの色分けをするために着るベストみたいなものです。

(答) ゼッケン、背番号のような番号がついた、胸と背中両方に番号がついて、肩からかけるような、バスケットボール特有の。

(質) ゼッケンとして考えておけばいいですか。

(答 教職員課) 形はベストみたいなものです。

- (質) ビブスと言ったら、一般的にわかるのですか。
- (答 教職員課) スポーツをしている方々は、競技によってはよく使います。
- (質) あと3番目の(1)と(2)に関して、年齢が30代、60代とぼけているのは、どうして実年齢を出さないのか。
- (答 教職員課) 文書訓告に対する発表については、事案の概要についてのみ発表させていただくということが基準になっており、それに則って発表させていただいています。
- (質) 基準というのは県教委が決めたことであって、国の法がどうのこうのという話ではないだろう。
- (答 教職員課) ないです。
- (質) 少なくとも、県立高校の30代としようが35歳としようが、県立高校だからわからない。かたや、ある程度実年齢を出しているということだったら、これは戒告だからという理屈がたつのかもかもしれないけれども、本来情報公開の精神からいうと、当然年齢は出すべき。我々は一応実名報道と実年齢というのは基本。ただし、いろんな諸般の考慮で実名はよくても、せめて年齢ぐらい出したらどうか。それを今後検討すると教育長が言うだろうから検討してほしい。
- (答) 今、教職員課長が申し上げましたように、令和元年度に、全国的な対応状況、懲戒処分でない部分について、どんな形で公表しているかということを検討して、その結果、今申し上げたような対応をさせていただいてるところです。ですので、引き続きこの対応でさせていただきたいというふうに思っております。
- (質) でも時代が変わって判断するということはないのか。三重県でなく他の県の教育委員会がそれだったらそこに追随してやるというのが三重県教育委員会なのか。
- (答) そういうことではなくて、同じようなところをやっているところも、どういう対応をしているかということも大事なことです。そこも調査をして、当時こういうふうな対応をさせていただきました。
- (質) 追随型である。きみがやっている教育行政というのは。特別支援学校の教員60代の方は再雇用ですか。
- (答 教職員課) 再任用です。
- (質) 女子バスケットボール部の方について伺いたいのですが、文書訓告になった30代の講師の方の話で、主顧問に倣って指導を行っていたと仰っていたのですけれども、倣ってというのは、体罰や威圧的な言動をしている主顧問の態度を倣って自分もそういうことをしていたという趣旨の話ですか。
- (答 教職員課) 体罰まで倣ってというよりも、練習メニューや練習計画、いろんな方針を主顧問が決めていて、その方針などに従っていたということです。
- (質) 主顧問と副顧問の方がいて、顧問の方が主顧問の方の日常的な生徒との接し方を自分も倣って、同じように接していたという趣旨で話しているわけではない。
- (答 教職員課) 一つの部活ですので、そこは方針や練習メニューなどいろんなことを主で

決める方がいると思うのですが、それは主顧問です。それで副顧問は、それに従う形で、その方針から外れない形でやっていたということであって、別に体罰をしていたから体罰をしないとイケないとかそういう意味ではなくて、部活の方針という意味で申し上げました。

(質) 懲戒免職の方ですが、三重県教委のあまり昔からの例は存じ上げないのですが、懲戒免職で名前が出される時もあるような気がするのですが、これは逮捕されていないからですか。

(答 教職員課) これまで出させていただいた時というのは、免職の案件で、なおかつ既に逮捕とか、そういうところで名前がすでに出ていて、これは教育委員会で出すべきだという判断をさせていただいた時に出させていただいているということです。

(質) つまり事前に警察発表に出てないものは免職であっても、三重県教委の考え方としては出してきていないのですか。そこは変わらないですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 重大事案だと出すべきという考え方も結構あるような、自治体によっても多分ばらけているかもしれないですけども、そこは県教委の場合は、今のところないということですか。つまり事前に発表されているのはするが、そうでなければしないという線引きはあるのか。

(答 教職員課) 基本は懲戒処分を発表させていただくのは、説明責任というところでさせていただいているのですが、ただ懲戒処分をやったからといって個人的にその制裁を、この人がやったんですというのが趣旨ではありませんので、基本的には今、書かせていただいたレベルで発表させていただくというのが通常です。ところがもうすでに発表されていて、しかももう明らかになっているにも関わらず、わざわざ伏せるのは、意味がない。しかもこの案件が重大だと判断した時は、そのまま出させていただいているというところですよ。

(質) 三重県教育委員会は追従型でしかないということだろう。それでいいのかどうかということを検討されてきていない。他がやったらそれに従いましょうっていう、いつもそういう姿勢。我々から言うと、結局、現場教師の人が教育委員会事務局に入っていて、こういう中途半端なものしか出してこないというのは、要は同僚をかばっているとしたか思えない。過去に実際かばってそういう形のやつしか出さないことがあるから。それが今まで続いているのか、啞然とする。仲間うちで、委員会をかばいあうのはやめたらどうか。処罰は処罰。事務屋のきみだったらわかるだろう。

(答 教職員課) 処分は厳しく考えていますが、説明責任を果たすという意味で、名前まで出す必要は基本的にはないと考えています。

(質) 警察が出していたら県も出している。さっきの理屈からいったら、警察が出そうが、教育委員会は別だという形でやるのが本筋。逆に出さないという判断もできる。懲罰でないからと。でも警察が出したら出した。

- (答 教職員課) 警察が出したとしても、案件によっては出さないケースもあります。そこは判断をさせていただいているところです。
- (質) 突き合わせて調べる。過去警察が出しているものを。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 飲酒の方の先生ですが、検挙は三重県警の何署がしたのですか。
- (答 教職員課) 松阪署です。
- (質) いずれの他の先生たちも、例えば依願退職とかはされていないですか。
- (答 教職員課) それはないです。
- (質) 懲戒って今年度、初めてなのですか。
- (答 教職員課長) 懲戒は初めてです。
- (質) バasketボール部は、特に全国大会出場歴があるような強豪校ということはないですか。
- (答 教職員課) そこは学校の特定につながるおそれもありますので、ちょっと申し訳ありません。
- (質) 飲酒の先生はここまで問題があったという情報は入ってなかったということですが、この後、いろいろ悩んでもおられているのですけれども、アルコール依存症とかの診断がおりた方でもありませんか。
- (答) 特にありません。聞き取りでも週に1回程度の飲酒というふうに聞いておりますので。
- (質) 文書訓告の2人は、先ほど年代のお話もありましたけれど、性別もないのですけれど、性別も出さないという判断ですか。
- (答) 基準に則って出させていただいているのですけれども、性別も出さないということです。
- (質) あくまで私の考えですけれども、力の強い男性の方が殴ったのと、女性の方が殴ったのとでは受ける印象が違うので、保護者として見ると男性か女性はわりと重要な情報かと私は思いました。でもそれは出せないということなのですね。
- (答) そうです。

○ 三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた具体的な対応策について

- (質) ワーキングで提言した内容で、これまでは、逆に言うと、原則その日のうちに校長先生を含めた対応をしていなかったということなのではないでしょうか。それとも、これまでもしていたのだけれども、それを明示したということなのではないでしょうか。
- (答) ものによって、当然これまでもしていた部分もあるので、内容によっては、気づいたり、相談を受けた教員が、その日のうちに管理職に報告できてなかったりしている場合もありましたので、そこを明記して徹底していこうということです。
- (質) 改めて伺いたいのが、明示することでどういったことを期待されているかを改めて教えてください。管理職、校長先生を含めた対応をその日のうちに。

- (答) 例えば、児童生徒がいじめなりいろんなことで悩んでいるということを、学校側や教職員に伝えたということをしっかり受けとめて、その日のうちにすぐ事実を確認ができない場合でも、管理職と、例えば、学年団であったり、そういった話があったといった情報を得たということを共有して、児童生徒を見守ったり、次の事実確認であったり、対応をしていくということを、その日のうちからやるということを、少しでも子どもたちの不安を、伝えてきた思いにしっかり応えてやっていきたいということです。ややもすると、少し管理職への報告が遅れて、子どもたちが不安なままの状態が続いたりするということがあってはいけないので、そこを明確にさせていただきました。
- (質) 全体として、今回このように具体的な対応策をまとめたということで、どういった効果を期待するのか、全体的な話として教えてください。
- (答) 今回、3月の提言を踏まえて、子ども・福祉部にも協力を得て、ワーキンググループを設置して、提言の内容をできるだけ具体化して、学校での組織的な対応の強化ですとか、相談しやすい環境づくり、あるいは部活動での相談体制の充実等を具体的な対策として取りまとめました。これを各学校でしっかりと取り組んで、児童生徒がいじめの被害に苦しむことがないように、もし何か嫌な思いをしたら伝えやすいような、そういうことをしていきたいです。
- (質) 2ページにある、アンケートや聞き取りで、対応の判断が難しいと意見があったケースにおける留意事項の中に、例えば重大事態に認定すべき場合というのは、いつぞやの審議会でもとめて決まっていることを、これからちゃんと周知して、確か重大認定や事実関係を待たずとかいう方針としてもう決まっているんですね。
- (答 生徒指導課) このことについては、ご指摘のとおり三重県いじめ対策審議会の答申の内容にあったことなのですが、学校へのアンケートや聞き取りの中でも同じような声がありましたので、改めて明記させていただいています。
- (質) この2ページの2番、2ページの下半分というのは、改めてのことも含めて、これからこう対応してくださいということをもう一回周知するという。
- (答 生徒指導課) 大きな2番の(4)と(5)は、たまたま同じような形で学校から意見がありましたので、中身についてはいじめ対策審議会の答申と同じものを示させていただいております、(1)(2)(3)については、今回のワーキングで検討させていただいたものになります。
- (質) ワーキンググループで取りまとめたのは今日付けでよかったですか。
- (答 生徒指導課) 8月の12日にワーキングで最終この方策を確認していますので、それを取りまとめた日と考えています。
- (質) 発表資料だと、8項目のうち一つ目が「いじめを発見または情報を得た際の対応」となっていますが、定例会資料の方だと、「教職員が生徒の思いや変化に気づき、すぐに対応する意識と資質の向上」となっているのですけれども。
- (答 生徒指導課) これは、ワーキンググループの検討項目としては、「教職員が生徒の思

いや変化に気づき、すぐに対応する意識と資質の向上」ということなのですけど、もう少し県民のみなさんにはわかりやすい表現に改めて方がよいということで、内容としては「いじめを発見または情報を得た際の対応」ということで、同じ内容ですので、そういう表現にしております。

(質) 県教委としては、発表資料の方の表現で、これから使っていくということですか。

(答 生徒指導課) そうです。

(質) (7) の気づきリストですが、もともと学校に配布していたものを改めて改訂してということですが、どのように改訂したかという、家庭でも使える保護者向けにアレンジしたという解釈でよいでしょうか。

(答) まず今までは学校用だけだったのです。保護者用というものがなかったですので、保護者の方からも見てもらえるということと、学校用の内容についても中身を精査しました。前はもっと細かく、項目も多かったのですけれども、学校生活や友人関係を分けてさせていただいたのと、それから保護者用は保護者の視点で子どもの変化を気づいていただけるような形にさせていただきました。

(質) 大きな変化でいうと、保護者用という新しいリストを作ったのと。

(答) それから学校用は内容を変更しています。

(答 生徒指導課) 内容についても改めて全部精査しまして、共通の視点で、学校と家庭とで子どもの見守りができるようにということで、臨床心理士にも見てもらい、子ども・福祉部からも福祉の視点でも助言を得て、作り直したものです。

(質) (3) のことで教えてください。「顧問以外の担任や教育相談担当者にも相談できる体制を」というのは、今までと何か抜本的に変わる何かがあるのか、どういうふうに体制が変わるのかということをお願いしたいのですけども。

(答 生徒指導課) 部活動は、それぞれの学校で行われておりまして、顧問を中心に運営をされておりまして、部活動の中のことを同じ学校の生徒なり教員であっても、本人以外のところに相談しにくいという方もありました。元々の三重県いじめ調査委員会の調査報告書で取り扱っていただいた、平成30年度の事案についても部活動でのことが取り上げられておりまして、この部活動の中のことについて、顧問ときっちり相談も出来ている子どもたちもちろんいっぱいいると思うんですけども、部活動の運営に関わる顧問だからこそ相談がしにくいという子もいらっしゃるのかなということもありまして、例えば担任であったり、教育相談の担当者であったり、顧問以外の教員が、部活動に関わる顧問でなくても、しっかり対応できるように学校内の体制を整えるということと、子どもたちにも改めてしっかり周知して、相談対応をしっかりできるようにということで、今回改めて徹底をさせていただくものです。

(質) 確認ですが、担任の先生が部活のことを相談してくださいねというのを、改めて周知していく、そんなイメージですか。

(答 生徒指導課) そうです。これまでももちろん、子どもたちで担任の先生だったり、教

育相談担当の先生だったり、いろんな方に相談されていた子どもさんはいるとは思いますが、それを改めてしっかりと徹底させていただくということです。

(質) いじめ防止対策ワーキンググループ自体のことですが、これは、対応策の取りまとめで活動が一旦終了するということでよろしいのか、そのあたりを教えてください。

(答) そうです。元々ワーキンググループはこの具体方策を検討するというで設置しましたので、一旦、このワーキングとしては役割を果たしたということです。

(質) 今回の具体的な対応策、学校に周知するのはそうなのですが、内容的にこういういじめ相談体制を強化しましたよというのは、児童生徒、子どもたちにも知ってもらうことがすごい大事なのかなと感じたのですが、児童生徒たちへの周知はなにかこうやっていくという考えはありますか。

(答 生徒指導課) 同じ内容を学校にも通知させていただきます。それは、子どもたちにも周知するというで、学校に徹底していきたくてお思いますので、そのような形で子どもたちに知らしめていきたくてお思います。

その他の項目に関する質疑

○ 訴訟事件の処理について

(質) 今日の議案の第 34 号で訴訟事件の処理についてというのがありますけども、これは何か県教委が当事者になって、何か事件が提起されているものなのでしょうか。差支えなければ教えていただけないでしょうか。

(答 教職員課) 概要を申し上げますと、県立学校の元教諭が、平成 29 年度に在籍されていた学校で、管理職から指導を受けた際に、もみ合いとなりまして、原告が心臓発作を起こして救急搬送されたこと。その後、県教委の調査、これは原告から要求があった調査でもあるのですが、その当時、県教委が調査したのですが、その調査が適正に行われなかったことを、あくまで相手の原告の主張ですが、主張して三重県と当該管理職に対して損害賠償を求める訴えを津簡易裁判所に提起したという内容です。

(質) 三重県が訴えられたということですね。

(答 教職員課) そうです。三重県と。

(質) 損害賠償額、いくら。

(答 教職員課) 60 万円です。

(質) この人は亡くなったりはしてないの。

(答 教職員課) してないです。

(質) どこか通院しているとか。なんかそういうことも。それでショックを受けてとか。

(答 教職員課) そうです。はい。ただ、公務が起因かどうかというところは、この人はそういうふうには言うところはあると思うのですが、我々としては・・・。

(質) 提訴期日はいつですか。

(答 教職員課) 令和 4 年 6 月 22 日です。

- (質) こういう件というのは、前回の教育委員会の何かそういうのに出ているの。
- (答 教職員課) 何も出てないです。
- (質) 今日が、要は我々に示したのが初めて。しかも、今あなたの解説で初めて俺たちは知ったということ。
- (答 教職員課) そうです。はい。
- (質) だから、そういうのがおかしいって。少なくとも議案が書いてあったら概要は付けるべきだし、過去に出しているのだったら、6月の例えば教育委員会で提示している資料をご覧くださいとかあるのが普通じゃない。これだけで素通りできるわけじゃない。そういうところがほんとに、ちゃんと我々に情報提供して記事とかしてもしなくてもいいのだろうけど、県民に知らせようという意図の現れかどうか、全然そんなこと思えないじゃん。これは聞かなかつたらそのまま素通り今日できちゃうわけじゃん。ここまで時間が押してたらその可能性もあるよね。だったら作想的にやっているとしたらこっちも思えないところもあるよな。知らしむべしとか、やらしむべからずとか、知らしむべからずとか、過去のそういうこと止めろや、あまりにも情けないだろう。北川の時にかなりそういうふうには、そうしたくせに。
- (答 教職員課) 応訴方針とか、これからの相談のところがありますので、中々詳細については、お話できません。
- (質) 事務屋のきみは、執行部も経験しているのだから、こんなもんで通らないというのはわかっているはずじゃない。だとしたら下の現場教師たちが、スタッフが、資料出さなくても出した方がいいというのが普通だよ。そういうところの指導なり、なんなりが足りないよ。ほかちょっと、幹事さん。
- (質) その訴訟事件のことで確認したいのですが、今日の定例会では提起された訴訟について県としてどう対応するかっていうことが多分議論されたと思うのですが、どういうふうになったかっていうのを伺いしてもよろしいでしょうか。
- (答 教職員課) 相手の主張の内容が、我々が把握している内容と食い違う点がありますので、応訴していくということです。
- (質) まだ答弁書が出されていないという話ですけど、今後、答弁書出して第一口頭弁論に臨むという。
- (答 教職員課) そういうことになります。
- (質) 和解とかは今のところ考えていない。
- (答 教職員課) そういうことも含めて、まだ弁護士に相談ということなのですが、応訴していくことは考えています。
- (質) これ、少額訴訟といって、一回の弁論で結審までいく裁判だとお伺いしているんですけど、被告側が通常訴訟に切り替えたいと申請すれば、変えることができるみたいなんですけど、このまま少額訴訟で争う方針でしょうか。
- (答 教職員課) そこらへんも含めて今後、少額訴訟の部分というのは、どうかということ

も、今後弁護士とどういうふうに主張してくのかということとは相談したいと思いません。

(質) 少額訴訟でこのままいくのか、通常訴訟に切り替えるかも、まだ決定はしていない、これから検討するというのでしょうか。

(答 教職員課) 内容については、今のところそこまでは申し上げられないので、口頭弁論が初回あると思うのですが、その時にははっきりできると思うのですが。

(質) これ、議会に報告しているの。

(答 教職員課) 私どもの方から訴えているわけではないので。

(質) いや、訴えられたとしても裁判費用は発生するじゃん。そういうことに、教警なりなんなりで、こういうふうに訴えられていますと、裁判費用が当然発生するので、報告するじゃないですか。今のところ教警に全然報告していないということ。

(答 教職員課) そうですね。今のところ、おっしゃられているのは、恐らく裁判で負けた時の話かと。

(質) いや、負けたじゃなくて。訴訟されて、起きるときに、とりあえず少額であろうとなんだらうと裁判費用が発生するじゃないか。だから、一応議会の額に関わらず、こういう形で受けますよという、そういう判断が必要になるので、議会にとりあえず報告してきているじゃん。

(答 教職員課) 顧問弁護士の方で・・・。

(質) 顧問弁護士は別に、県の中の仕組みを知るわけじゃないか。別に顧問弁護士であろうと。また俺、教警委員長に聞くけどね。これでいいのかどうか。過去だって、当然報告していてしかるべき話じゃない。まあいいわ。議会で聞いてみるから。

(質) 訴訟の件で。これから応訴で方針は考えるということですが、救急搬送されたところは事実で、それがただ上司からの、何かされたことによって倒れられたかとか、そこからして争うということも考えているのでしょうか。

(答 教職員課) 具体的なところは、これが事実だとか事実でないとかいう内容は、今申し上げられないのですが、相手が主張しているいくつかのことについて、私どもの見解に違いがある、それは、相手の主張内容は確認できないということについては主張していきたいと思えます。

(質) この教員の方は、高校教員を辞められているわけですね。これが原因だと本人はおっしゃっているんですか。そういうわけではない。なんでというのはわからない。

(答 教職員課) 個人のことなので、どこまでお答えしていいのかということもあります。

(質) 相手の上司だかが、上司の方も元職の方なのですか。

(答 教職員課) 上司の者も今ちょっとどうかということはそのまでは申し上げられない。

(質) とりあえず、その当時学校にその二人が学校にいる状況からは二人とも変わっている。学校にもその上司の方もいないし。

(答 教職員課) はい。

(質) わかりました。

(質) この管理職の方と、原告の方、差支えなければ年代と違ってお伺いできますか。

(答 教職員課) 年代とかもちょっと申し上げられない。

(質) 性別も。

(答 教職員課) そうですね。はい。

(質) わかりました。

○ 議会の議決すべき事件以外の契約等について

(質) 総合教育システムってこれ、中身なにですか。

(答) 総合教育センターにおいて、研修履歴とかを記録したり、その前の研修の受講の申し込みをしたり、そういった部分に対応するシステムがありまして、その更新ということなんです。

(質) 新規じゃなくて、更新なのですね。

(答) そうです。令和4年10月末に賃貸借契約が期限を迎えるということで、教職員の研修講座を実施するためのシステムということになります。

(質) 初期契約したのはいつからなのですか。

(答) 一番最初ですか。ちょっと今わからないので後から。

(質) じゃあ更新で16億3400万もかかるのでしょ。

(答) いや。6年間の契約。

(質) 6年間の契約だけど、今回6年間で16億かかるわけじゃない。

(答) いや、1億6300万。

(質) あ、1億か。1億6300万もかかるわけじゃん。

(答) そうです。

(質) 初期の、まあ後でいいわ。ずっと6年契約できているわけですよ。

(答) だと思います。ひょっとして、途中でなんらかの状況で見直しているかもわかりませんけども。

(質) いつからの契約でいうのだったら、その時に、応募何社あって、1社に絞り込んだんだったら、応募者数を教えてください。決め打ちじゃないよね。

(答) そうなんですけど、今、ちょっと手元に。

(質) あとでいいから。

以上、17時44分終了